

駐車監視員活動ガイドライン

【久松 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	国道14号	京葉道路	東日本橋2-28先両国橋西詰交差点	日本橋馬喰町2-26先浅草橋交差点	9-22	
2	主要地方道302号	靖国通り	日本橋馬喰町2-1先浅草橋交差点	日本橋馬喰町2-3先	9-22	
3	主要地方道50号	新大橋通り	日本橋小網町8番先茅場橋	日本橋浜町3-42先新大橋	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道6号	江戸通り	日本橋馬喰町1-13先靖国通り浅草橋交差点	日本橋馬喰町1-2先	9-22	
2	都道	清洲橋通り	日本橋馬喰町1-8先	日本橋中洲6番先清洲橋	8-22	
3	都道	清杉通り	東日本橋2-16先京葉道路浅草橋交差点	東日本橋1-1先東日本橋交差点	9-22	
4	都道	水天宮通り	日本橋箱崎町36番先隅田川大橋	日本橋人形町3-10先	9-22	
5	都道	金座通り	日本橋人形町3-1先	日本橋浜町1-12先	9-22	
6	区道	甘酒横丁通り	日本橋浜町2-18先	日本橋蛸殻町1-11先	9-22	
7	区道	御幸通り	東日本橋1-10先	日本橋富沢町9番先	9-22	
8	区道	—	日本橋蛸殻町1-7先	日本橋小網18先	9-22	
9	区道	—	日本橋浜町1-11先	日本橋箱崎町2番先	9-22	

重点地域

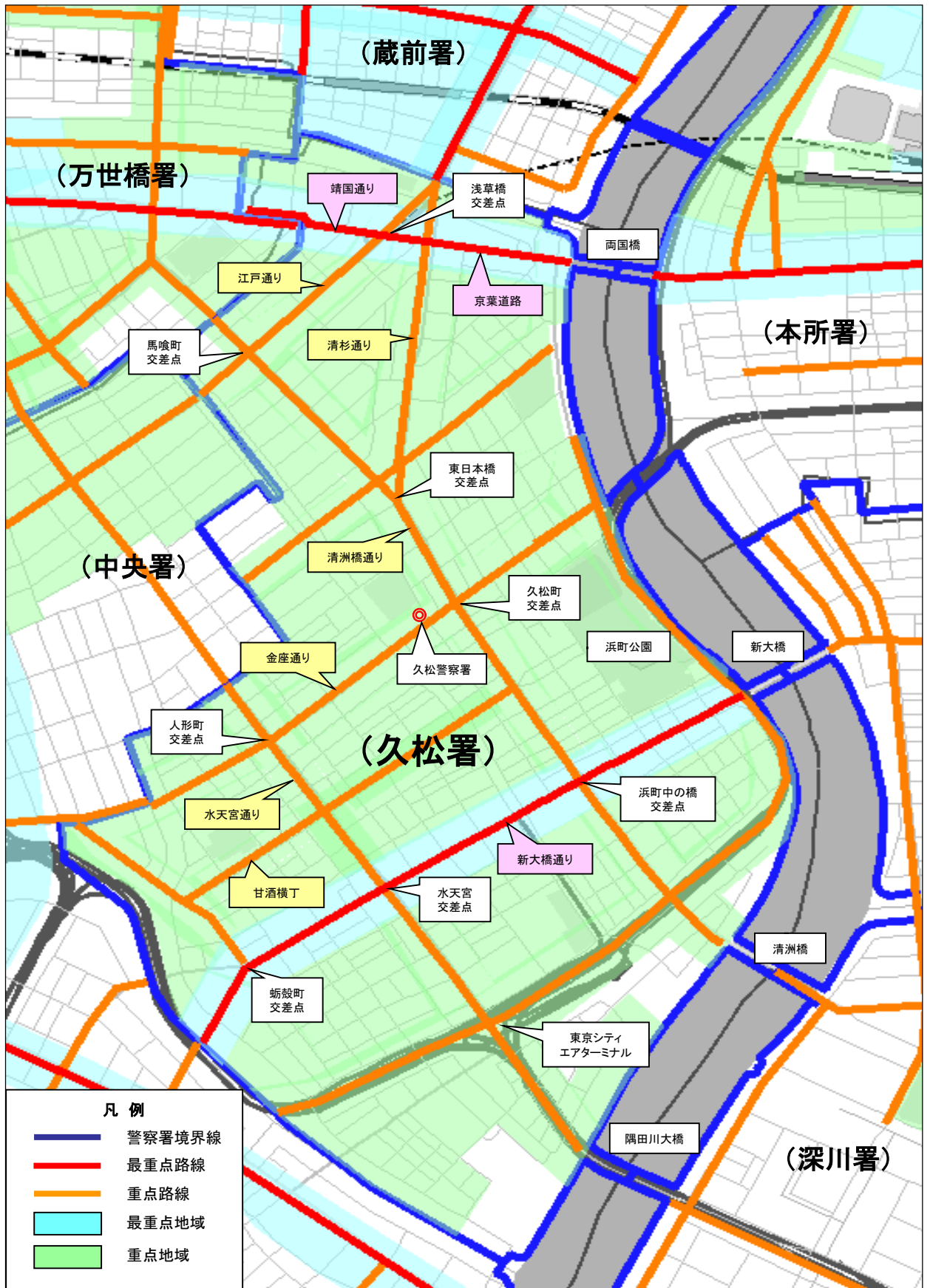
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(京葉道路、靖国通り、新大橋通り)周辺	9-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺	9-22	清洲橋通りについては8-22
2	日本橋箱崎町及び周辺	9-22	
3	日本橋蛸殻町1丁目、2丁目周辺	9-22	
4	日本橋浜町1～3丁目周辺	9-22	
5	日本橋小網町周辺	9-22	
6	日本橋人形町1丁目～3丁目周辺	9-22	
7	日本橋久松町、日本橋富沢町周辺	9-22	
8	東日本橋1～3丁目、日本橋横山町周辺	9-22	
9	日本橋馬喰町1丁目、2丁目周辺	9-22	

久松警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。